大宰府跡	大正十年内務省告示第三十八号、昭和三年文部省告示第七号、昭和二十五年文部省告示第一二八号	福岡県太宰府市観世音寺三丁目	四一八番五、四一八番六
水城跡	大正十年内務省告示第三十八号、昭和三年文部省告示第七号、昭和二十五年文部省告示第一二八号	福岡県太宰府市国分二丁目 福岡県大野城市下大利四丁目	二〇六番、二〇七番、二〇八番 六九二番一〇、六九四番二、六九四番三、六九四番五、六九七番二、七〇一番

○文部科学省告示第三十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を統合するとともに同表中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十八日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	中欄 所在地	中欄 地域	下欄 名称
いたすけ古墳	昭和三十一年文化財保護委員会告示第二十一号、昭和三十二年文化財保護委員会告示第四号、昭和四十七年文部省告示第百二十二号及び昭和四十九年文部省告示第六号	御廟表塚古墳	五三六番六のうち実測三〇四・四九平方メートル、五四三番一のうち実測三五一・四五平方メートル、五四六番	百舌鳥古墳群
長塚古墳		大阪府堺市北区中百舌鳥町四丁		いたすけ古墳
収塚古墳				長塚古墳
塚廻古墳		ドンチャ山古墳	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅵ座標系を基準とするAN〇五〇九地点（X＝マイナス一六一三四・四二五・七八七メートル、Y＝マイナス四六四・四六メートル、AN〇五一・七五三メートル）、AN〇五一・七五三メートル）、AN〇五一・七五三メートル）